

# 平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	6	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他( )	
見直し項目名	火薬類取締法上の義務として設置する保安用の土堤、防爆壁に係る課税標準の特例措置	
見直し内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 火薬類取締法に基づく許可を受けたものが設置した土堤及び防爆壁。</p> <p>・ 特例措置の内容 火薬類取締法上の義務として、公共の危害防止のために設置する土堤・防爆壁について、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を5分の3に軽減していた特例措置を廃止する。</p>	
関係条文	<p>○地方税法付則第15条第5項 ○地方税法施行規則付則第6条第30項・火薬類取締法第3条、第5条、第12条</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>平成9年度に本特例措置が創設され、過去においては一定の利用実績があったが、近年においては土堤及び防爆壁を設置する見込みの企業が減少し、本特例措置の役割も終了したと考えられるため廃止する。</p> <p>（過去の実績及び今後の見込み） 本税制の適用による負担軽減（減税）の状況]</p> <p>平成17年度 30百万円 平成18年度 46百万円 平成19年度 39百万円 平成20年度 43百万円 平成21年度 3百万円 （過去の実績については、日本火薬工業会調べ）</p>	
増収見込額	3 （単位：百万円）	